



やるきほんき木佐木

神奈川県議会議員
日本共産党

2025.11.12

木佐木ただまさ news

発行：党横浜北東地区委員会

横浜市鶴見区潮田 3-147-6

TEL：045-511-1021

Profile

- ▶1984 年山口県出身
- ▶鶴見区馬場在住
- ▶神奈川大学法学部卒
- ▶よこはま健康友の会会長
- ▶横浜東民商顧問

1200 億円超の「超過課税」、その使い道は!?

法人県民税・事業税の超過課税

法人県民税・事業税の超過課税の概要についてお知らせしています。

地方団体は、財政上その他の必要がある場合には、通常よりべき税率（標準税率）によらずに、税率を定めることができます（地方税法第1条第1項第5号）。

そこで、本県では、特別な財政需要に対処するため、法人県民税については昭和50年から、法人事業税については昭和53年から超過課税を実施させていただき、その後も、おおむね5年ごとに延長しながら現在に至っています。

現行の超過課税の概要は、次のとおりです。

適用期間

令和7年11月1日から令和12年10月31日までの間に終了する事業年度分について適用（5年間）

税率

税率について ⇒ [\(PDF: 153KB\)](#) [\(別ウィンドウで開きます\)](#)

中小法人に対する不均一課税

次の基準に該当する場合は、超過課税の対象となりません。

- 法人県民税（法人税制）
資本金の額または出資金の額が2億円以下で、かつ、法人税額が年4,000万円以下の法人
- 法人事業税
資本金の額または出資金の額が2億円以下で、かつ、所得金額が年1億5,000万円（収入金額を課税標準とする法人にあっては、収入金額が年12億円）以下の法人

神奈川県 HP より

神奈川県は、大企業などに課している「法人二税の超過課税」を、来年からさらに5年間延長する方針です。この措置により、過去5年間で約1,255億円もの貴重な財源が確保されました。私は文書質問で、この巨額の税収の「使い道」について、知事の姿勢を質しました。

超過課税の使い道に異議あり！

大企業に応分の負担を求める「超過課税」そのものは、税の公平性の観点から当然であり、私は賛成です。しかし、問題はその集めた税金の使途です。県は、この財源を「経済対策」「災害対策」「幹線道路の整備」の3つに使うとしています。私は、「災害に強い県土づくり」は重要ですが、「幹線道路の整備」などの大規模公共事業に固定化することには疑問を呈しました。



根岸町地区の急傾斜地崩壊防止施設整備



二級河川引地川の護岸工事

優先すべきは「県民の暮らし」

今、県民生活にはもっと切実な課題が山積しています。例えば、夏の猛暑から子供たちの命を守る「県立高校体育館へのエアコン設置」や、募集開始から早々に予算上限に達してしまった「太陽光パネル設置や省エネ改修への補助」などです。

私は知事に対し、「限られた財源をどこに配分するかは政治判断だ。大規模事業もさることながら、文教施設の整備、高齢者・障害者支援、再エネ推進など、より県民の暮らしやニーズに直結する分野へも使途を広げるべき」と強く迫りました。

知事「企業の声聞いて決めた」…県民の声は？

これに対し知事は、「税を負担する法人等の意見を聞いて使い道を決めた」として、「道路整備は物流や経済活動に資する」と、従来の方針を変えない姿勢を示しました。

税金を払う側（大企業）の意向ばかりを重視し、実際にその税金で行政サービスを受ける「県民の声」が後回しにされてはなりません。私は、この貴重な1200億円という財源が、本当に県民の幸せのために使われるよう、引き続き使途の見直しを求めています。

YOUTUBE でも紹介しています⇒

